

株式交換に関する事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2024 年 6 月 18 日

株式会社創建エース

2024年6月18日

東京都新宿区西新宿一丁目25番1号
株式会社創建エース
代表取締役会長兼社長 西山 由之

当社は、2024年7月9日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、株式会社メディカルサポート（以下、「メディカルサポート」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を実施いたします。本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

別紙2のとおりです。

3. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項7（会社法施行規則第193条第3号）

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3のとおりです。

（2）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

5. 株式交換完全親会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第193条第4号）

- ・最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

6. 本株式交換が効力を生じる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第193条第5号）

会社法第799条第1項の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者

はいませんので、該当事項はありません。

以上

株式交換契約書

株式会社創建エース（以下「甲」という。）と株式会社メディカルサポート（以下「乙」という。）とは、2024年6月14日付で、次のとおり合意し、本株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、この発行済株式の全部を取得する。

2. 本株式交換の株式交換完全親会社および株式交換完全子会社をそれぞれ次のとおり定める。

(1) 株式交換完全親会社：甲

(商号): 株式会社創建エース

(住所): 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号

(2) 株式交換完全子会社：乙

(商号): 株式会社メディカルサポート

(住所): 東京都中央区銀座一丁目8番7号

第2条（本株式交換に際して交付する株式およびその割当て）

甲は、本株式交換に際して、乙の株主に対し、その所有する乙の普通株式に代わる金銭等として、乙の普通株式1株につき、甲の普通株式2,100,000株を交付する。

2. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前日（以下「基準日」という。）の乙の株主名簿に記載または記録された乙の株主（以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の普通株式に代わる金銭等として、その所有する乙の普通株式の合計数に2,100,000を乗じて得た数の甲の普通株式を新たに発行し、割当・交付する。

3. 前二項に基づいて本割当対象株主に交付しなければならない甲の普通株式の数に、1株に満たない端数がある場合、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い、その端数の合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）に相当する甲の普通株式を売却し、その端数に応じてその売却により得られた代金を当該株主に交付する。

第3条（甲の資本金および準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加する甲の資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 増加する資本金の額 金0円

(2) 増加する資本準備金の額 会社計算規則第39条の定めに従い増加することが必要とされる最低額

(3) 増加する利益準備金の額 金0円

第4条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2024年7月9日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲乙協議のうえ、書面による合意により、これを変更することができる。

第5条（株式交換契約承認株主総会）

乙は、2024年6月14日を開催日として、株主総会を招集し、本契約の承認および本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲乙協議のうえ、書面による合意により、開催日を変更することができる。

2. 甲は会社法第796条第2項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定により、本契約について甲の株主総会の決議による承認を受けることが必要であることが判明した場合には、甲は効力発生日（変更後のものを含む。）の前日までに、甲の株主総会を招集し、本契約の承認および本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。

第6条（会社財産の管理）

甲および乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約締結後、効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行および財産の管理、運営を行うものとし、本株式交換にかかる手續を除き、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為は、あらかじめ甲乙協議し合意する場合に限り、これを行うことができるものとする。

第7条（株式交換条件の変更および本契約の解除等）

本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、(1)天災地異その他事由により、甲または乙の財産状態もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合、(2)本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、(3)その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、それぞれ相手方に通知し、甲乙協議のうえ、書面による合意により、本株式交換の条件その他の内容を変更し、または本契約を解除し本株式交換を中止することができる。

第8条（本契約の失効）

本契約は、(1)甲もしくは乙の第5条に定める株主総会において、本契約の承認および本株式交換に必要な事項に関する決議（但し、甲については第5条第2項但書に該当する場合に限る。）がなされないとき、(2)本株式交換の効力発生のために事前に必要な法令に定める関係官庁もしくは金融商品取引所等の承認の取得その他の手續が完了しないとき、(3)前条の規定に従って本契約が解除され本株式交換が中止されたとき、その効力を失う。かかる場合、甲および乙は互いに損害金、損失、費用その他一切の負担（以下、併せて「損害等」と総称する。）に係る賠償を相手方に請求できない（但し、相手方の故意または重過失により損害等が発生した場合を除く。）。

第9条（租税公課）

本株式交換について法令上課徴される租税公課がある場合は、各当事者は、その法令上の責任に従って、その負担すべき税金等を各自支払う責を負う。

第10条（準拠法）

本契約は、日本法に準拠し、同法に従い解釈されるものとする。

第11条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項、その他本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙誠実に協議のうえ、これを定める。

第12条（合意管轄）

本契約に関するいかなる紛争についても、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、各自記名捺印のうえ、各1通を保有する。

2024年6月14日

甲：
東京都新宿区西新宿一丁目25番1号
株式会社創建エース
代表取締役 西山 由之

乙：
東京都中央区銀座一丁目8番7号
株式会社メディカルサポート
代表取締役 木下 真

会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

1. 株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当ての相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

| 会社名 | 当社 (株式交換完全親会社) | メディカルサポート社 (株式交換完全子会社) |
|----------------|------------------------|---------------------------|
| 株式交換に係る割当比率 | 1 | 2,100,000 |
| 株式交換により発行する新株式 | 当社普通株式：21,000,000株（予定） | |

(注) 1. 本株式交換に係る割当比率

メディカルサポート社の株式1株に対し、当社の株式2,100,000株を割当て交付いたします。当社は、本株式交換による株式の交付に際し、新たに普通株式を発行する予定です。

2. 1株に満たない端数の処理

本株式交換により交付する株式に1株に満たない端数がある場合、当社は会社法第234条の規定に基づく処理を行います。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

①算定の基礎

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって公平性・妥当性を担保するため、当社及びメディカルサポート社から独立した第三者算定機関であるエースターコンサルティング株式会社（以下「ASC」という）に算定を依頼いたしました。

ASCは、当社の株式価値については、当社が東京証券取引所スタンダード市場に上場していることから市場株価平均法を採用し、算定基準日（本株式交換に係る取締役会決議日の前営業日）の株価終値、及び同算定基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の各期間における株価終値の単純平均を用いて算定しました。

| 採用手法 | 算定結果（円） |
|---------|---------|
| 市場株価平均法 | 30 ～ 33 |

また、メディカルサポート社の株式価値については、非上場会社であるため市場株価が存在しないこと、将来清算する予定はない継続企業であること、他方で客観的資料である貸借対照表上の純資産に着目して株式価値を算定することは有用であることに鑑み、純資産価額方式とDCF方式による株価算定価値を一定の折衷割合により加重平均する「折衷法」を採用いたしました。

メディカルサポート社の株式価値の評価については、評価対象会社の収益性及び将来性を反映した評価結果が得られることから、DCF（ディスカウント・キャッシュフロー）法を採用しております。メディカルサポート社株式につき、純資産価額方式による算定については、2024年3月末時点の貸借対照表項目を基にして、1株当たりの価値を算出しております。

また、DCF方式による算定については、メディカルサポート社が作成した事業計画の予測期間である2025年3月期～2028年3月期までの財務予測を基本として、将来キャッシュフローを算定し、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し算定しております。なお、DCF方式を採用したメディカルサポート社の財務予測については、メディカルサポート社と花霞会間における契約に基づく業務が事業計画通りに行われることを前提に予測されたものです。

またASCがDCF法の採用に当たり前提としたメディカルサポート社の事業計画については、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には以下の事業

計画を採用しており、これは現行の花霞会が運営するクリニックと同規模の新規クリニックを東京都内において既存店舗と競合しないエリアで年間1～2店舗ずつ程度出店することに伴う収益の増加が含まれております。

<事業計画（単位：千円）>

| | 2025年3月期 | 2026年3月期 | 2027年3月期 |
|-------|----------|----------|----------|
| 売上高 | 258,317 | 465,694 | 643,446 |
| 営業利益 | 117,660 | 226,385 | 314,188 |
| 経常利益 | 116,072 | 224,660 | 314,288 |
| 当期純利益 | 80,531 | 155,869 | 218,053 |

なお、純資産価額方式とDCF方式の折衷割合につき、メディカルサポート社の将来的な予測については、今後展開する「BON BON CLINIC」の新規展開であることから計画の蓋然性を保守的に捉える一方で、客観性の高い純資産価額方式の折衷割合を均等とし、純資産価額方式：50%、DCF方式：50%と設定しています。

| 採用手法 | 1株あたり算定結果（円） |
|-------------------|-------------------------|
| 純資産価額方式とDCF方式の折衷法 | 54,315,363 ～ 66,385,444 |

上記方式において算定されたメディカルサポート社の普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の算定結果は、以下のとおりです。

| 採用手法 | | 株式交換比率の算定結果 |
|---------|---------------------|-----------------------------|
| 当社 | メディカルサポート社 | 1,645,920.10 ～ 2,212,848.14 |
| 市場株価平均法 | 純資産価額方式とDCF方式による折衷法 | |

なお、ASCは、株式交換比率の分析に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産、各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておりません。

加えて、メディカルサポート社の財務予測については同社の経営陣による現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。ASCの株式交換比率の分析は、2024年6月14日現在までの上記情報等と経済条件を前提としたものであります。

②算定の経緯

提出を受けた株式交換比率の算定結果、並びに両社の財務状況、業績動向、株価動向等を参考に、両社間で慎重に協議を重ねた結果、上記「(1)本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率が、ASCが算定した株式交換比率の算定結果のレンジ内のため妥当である、との判断に至り合意いたしました。

なお、この株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社間の協議により変更することがあります。

③算定機関との関係

算定機関であるASCは、当社及びメディカルサポート社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

2. 交換対価として当該財産を選択した理由

当社及びメディカルサポート社は、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社である当社の普通株式を選択いたしました。

当社及びメディカルサポート社は、当社の普通株式が東京証券取引所に上場されており、本株式交換後、市場において投下資本回収のための取引機会が確保されること等から、相当であると判断いたしました。

3. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加する当社の資本金及び準備金の額は、次のとおりです。

- (1) 増加する資本金の額 金 0 円
- (2) 増加する資本準備金の額 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額
- (3) 増加する利益準備金の額 金 0 円

上記の資本金及び準備金の額は、法令、及び当社の財務状況、資本政策その他の諸事情に鑑み、相当であると判断しております。

以上

株式交換完全子会社であるメディカルサポート社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

次項以降をご参照ください。

決 算 報 告 書

(第 1 期)

自 令和 6 年 1 月 4 日
至 令和 6 年 3 月 31 日

株式会社メディカルサポート

東京都中央区銀座1-8-7

貸借対照表

令和 6 年 3 月 31 日現在

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|---------------|----------------------|---------------|----------------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| | 円 | | 円 |
| 【流動資産】 | 【 38,182,669】 | 【流動負債】 | 【 18,319,552】 |
| 現金及び預金 | 111,647 | 短期借入金 | 1,475,000 |
| 売掛金 | 38,071,022 | 未払金 | 4,334,014 |
| | | 預り金 | 90,938 |
| | | 未払法人税等 | 11,727,500 |
| | | 未払消費税等 | 692,100 |
| | | 負債の部合計 | 18,319,552 |
| | | 資 本 の 部 | |
| | | 【株主資本】 | 【 19,863,117】 |
| | | (資本金) | (100,000) |
| | | 資本金 | 100,000 |
| | | (利益剰余金) | (19,763,117) |
| | | 繰越利益剰余金 | 19,763,117 |
| | | 純資産の部合計 | 19,863,117 |
| 資産の部合計 | 38,182,669 | 負債及び純資産の部合計 | 38,182,669 |

損 益 計 算 書

自 令和 6 年 1 月 4 日
至 令和 6 年 3 月 31 日

| 科 目 | 金 額 | |
|-----------------------|------------|---------------|
| | | 円 |
| 【純 売 上 高】 | | |
| 売 上 高 | 34,610,020 | 34,610,020 |
| 売 上 総 利 益 | | (34,610,020) |
| 【販売費及び一般管理費】 | | |
| 給 料 手 当 | 2,681,622 | |
| 法 定 福 利 費 | 379,135 | |
| 賃 借 料 | 1,516,800 | |
| 消 耗 品 費 | 8,902 | |
| 旅 費 交 通 費 | 116,319 | |
| 手 数 料 | 101,371 | |
| 租 税 公 課 | 184,010 | |
| 顧 問 料 | 660,000 | 5,648,159 |
| 営 業 利 益 | | (28,961,861) |
| 【営 業 外 収 益】 | | |
| 雑 収 入 | 2,528,756 | 2,528,756 |
| 経 常 利 益 | | (31,490,617) |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | (31,490,617) |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | | 11,727,500 |
| 当 期 純 利 益 | | (19,763,117) |

株主資本等変動計算書

自 令和 6 年 1 月 4 日 至 令和 6 年 3 月 31 日 単位 円

| | 株主資本 | | | | 株主資本 合計 | 純資産合計 |
|---------|---------|---------------------|-------------|------------|------------|-------|
| | 資本金 | 利益剰余金 | | | | |
| | | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金 合計 | | | |
| 当期首残高 | | | | | | |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 新株の発行 | 100,000 | | | 100,000 | 100,000 | |
| 当期純損益金 | | 19,763,117 | 19,763,117 | 19,763,117 | 19,763,117 | |
| 当期変動額合計 | 100,000 | 19,763,117 | 19,763,117 | 19,863,117 | 19,863,117 | |
| 当期末残高 | 100,000 | 19,763,117 | 19,763,117 | 19,863,117 | 19,863,117 | |

個 別 注 記 表

自 令和 6 年 1 月 4 日

至 令和 6 年 3 月 31 日

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、建物並びに建物付属設備及び構築物については定額法）を採用しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

2. 収益及び費用の計上基準

発生主義により計上しています。

3. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

II. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当該事業年度の末日における発行済株式の数

10株

2. 当該事業年度の末日における自己株式の数

0株